		担当課	環境・ゼロカー	検索番号	2 - 6
			ボン推進課		
法令名	水質汚濁防止法	根拠条項	1402-4		
不利益処分	事故時の措置命令				

## (根拠規定)

知事は、特定事業場の設置者、指定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が前三項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、これらの規定に定める応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水若しくはその汚染状態が第二条第二項第二号に規定する項目について排水 基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質を含む水若しくは当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出又は有害物質を含む水の浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。
- (2) 指定施設を設置する工場又は事業場(以下この条において「指定事業場」という。)の設置者は、当該指定事業場において、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は指定物質を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。
- (3) 貯油施設等を設置する工場又は事業場(以下この条において「貯油事業場等」という。)の設置者は、当該貯油事業場等において、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

## (処分基準)

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可等の審査基準並びに同法及び水質汚濁防止法に基づく処分基準の設定について(平成12 年12 月8日伺い定め)
- (1) 有害物質を含む水に係る事故時の場合
  - ① 特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水が当該特定事業場から公共用 水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ず るおそれがあり、当該特定事業場の設置者が応急の措置を講じていないと認めるとき。
  - ② 「特定施設の破損その他の事故」とは、人為的な事故に限らず、天災を含む不可抗力による事故を含む。
  - ③ 「有害物質を含む水」とは、当該事故により流出した水が有害物質を含むものである。
  - ④ 「応急の措置」とは、事故が発生し、これによる引き続く有害物質を含む水の排出又は 浸透の防止のための措置をいい、必ずしも原状復旧措置とは一致しない。具体的な応急措 置の事例としては、破損した特定施設への有害物質の供給の停止、土のうの積み上げ等に よる公共用水域への流出の防止等の措置があげられる。
  - ⑤ 「応急の措置を講じていないと認めるとき」とは、事故の内容に照らし、適切な応急措置が講じられていないと認められる場合であり、何らかの応急の措置を講じている場合にあっても、その措置内容が適切なものでない場合を含む。
- (2) 指定物質を含む水に係る事故時の場合
  - ① 指定施設の破損その他の事故が発生し、指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用 水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ず るおそれがあり、当該指定事業場の設置者が応急の措置を講じていないと認めるとき。
  - ② 「指定施設の破損その他の事故」とは、人為的な事故に限らず、天災を含む不可抗力による事故を含む。
  - ③ 「指定物質」とは、法施行令第3条の3に定める物質をいい、ホルムアルデヒド等である。
  - 事業を含む水」とは、当該事故により流出した水が指定物質を含むものである。

- ⑤ 「応急の措置」とは、事故が発生し、これによる引き続く指定物質を含む水の排出又は 浸透の防止のための措置をいい、必ずしも原状復旧措置とは一致しない。具体的な応急措 置の事例としては、破損した指定施設への指定物質の供給の停止、土のうの積み上げ等に よる公共用水域への流出の防止等の措置があげられる。
- ⑥ 「応急の措置を講じていないと認めるとき」とは、事故の内容に照らし、適切な応急措 置が講じられていないと認められる場合であり、何らかの応急の措置を講じている場合に あっても、その措置内容が適切なものでない場合を含む。
- (3) 油を含む水に係る事故時の場合
  - ① 特定施設又は貯油施設等の破損その他の事故が発生し、油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、当該特定事業場の設置者又は貯油事業場等の設置者が応急の措置を講じていないと認めるとき。
  - ② 「特定施設又は貯油施設等の破損その他の事故」とは、人為的な事故に限らず、天災を含む不可抗力による事故を含む。
  - ③ 「油」とは、法施行令第3条の4に定める油をいい、原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、 揮発油及び動植物油である。
  - ④ 「貯油施設等」とは、法施行令第3条の5に定める施設をいい、③の油の貯蔵施設及び これらの油を含む水を処理する油水分離施設である。
  - ⑤ 「応急の措置」とは、事故が発生した場合における引き続く油を含む水の公共用水域への排出又は地下への浸透の防止のための措置であり、必ずしも原状回復措置とは一致しない。具体的には、特定施設又は貯油施設等への油の供給の停止、土のうの積み上げ、油吸着マットの設置、油汚染表土の除去等の措置が挙げられる。
  - ⑥ 「応急の措置を講じていないと認めるとき」とは、事故の内容に照らし、適切な応急措置が講じられていないと認める場合であり、何らかの応急の措置を講じている場合に合っても、その措置内容が適切なものでない場合を含む。